



宮崎労働局発表
平成28年 7月27日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部健康安全課
課長 中村 朝樹
地方労働衛生専門官 松澤 良
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8835

ストレスチェックの実施に関する自主点検結果について

～ 県内の事業場規模 50 人から 99 人の事業場におけるストレスチェックの実施状況を調査 ～

県内事業場において、メンタルヘルス不調者の発生率が高い状況です。
ストレスチェック実施が義務化施行(平成27年12月1日)の半年経過時点において、県内の実施率は1割強に留まった状況です。
労基署が研修会を開催する等により、ストレスチェックの早期実施を呼び掛けます。

労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、仕事に関して強い不安やストレス等を感じている労働者の割合は約半数を超える状況にあります。また、精神障害等による労災認定件数も高い水準で推移しています。このような中で、心の健康問題が労働者、その家族、事業場及び社会に与える影響は、今日、ますます大きくなっています。

こうした背景を踏まえ、労働安全衛生法が改正され、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容としたストレスチェック制度が創設されました。

労働者数50人以上の事業場では、平成27年12月1日から、毎年1回、労働者に対してストレスチェックを実施すること等が事業者には義務付けられ、平成28年11月30日までに、労働者に対して1回目のストレスチェックを実施することとされています。

今般、宮崎労働局(局長 元木 賀子(もとき よしこ))は、ストレスチェック等の実施状況を把握するため、義務化施行後から約半年経過した平成28年5月に、県内の規模50人から99人までの事業場に対し調査を実施したところです。

このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

結果の概要

1. 宮崎県内の事業場(今回の自主点検対象事業場)では、メンタルヘルス不調者の発生割合が17.5%で、全国(同規模事業場の平成25年「労働安全衛生調査」結果15.3%)より高い実態が認められた。

17.5%の事業場において、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した又は退職した労働者がおり、全国(同規模事業場)に比べ2.2ポイント高い状況である。

2. 宮崎県内の事業場(今回の自主点検対象事業場)では、ストレスチェックの実施について、96.8%の事業場がストレスチェックを実施することになっているが、実施率は1割強に留まった状況。

「実施済み又は実施中」と回答した事業場の割合が12.9%、「実施予定あり」と回答した事業場の割合が83.9%で、合計96.8%の事業場がストレスチェックを実施する方向にあるが、実施率(「実施済み又は実施中」と回答した事業場割合)は1割強の状況。

ストレスチェック「実施予定あり」と回答した事業場のストレスチェック実施時期については、「7月末までに実施」が8.6%、「9月末までに実施」が27.8%、「11月末までに実施」が62.9%であった。

3. 宮崎県内の事業場(今回の自主点検対象事業場)では、ストレスチェック実施の結果、高ストレス者等と判断された労働者に対し、84.3%の事業場において、医師による面接指導を実施することになっている。

既にストレスチェックの結果を労働者に通知している事業場等で、面接指導の「申出者なし」と回答した事業場が7.3%、「申出者待ち」と回答した事業場が1.4%、面接指導「実施済み又は実施中」と回答した事業場が3.7%、「実施予定あり」と回答した事業場が72.0%であり、合計84.3%の事業場が医師による面接指導を実施する方向にある。

また、面接指導「実施予定あり」と回答した事業場においては、面接指導を行う医師が「決まっている」と回答した事業場の割合が76.3%、「決まっていない」と回答した事業場の割合が21.5%であった。

今後の対応

今回の自主点検において、宮崎県内の事業場では、概ねストレスチェック制度の導入に向けて動いていることが確認されたが、義務化施行の半年経過後における実施率が低調な状況にあること、義務化されたストレスチェック及び面接指導の実施を予定していない事業場が認められたこと等から、これらの事業場を対象に、県内全て(宮崎、延岡、都城、日南)の労働基準監督署において、8月下旬以降に研修会及び個別指導等を実施し、事業場におけるストレスチェック及び面接指導の定着を図ることとする。

1 自主点検の対象事業場について

宮崎県内に所在する事業場規模 50 人から 99 人までの 574 事業場。

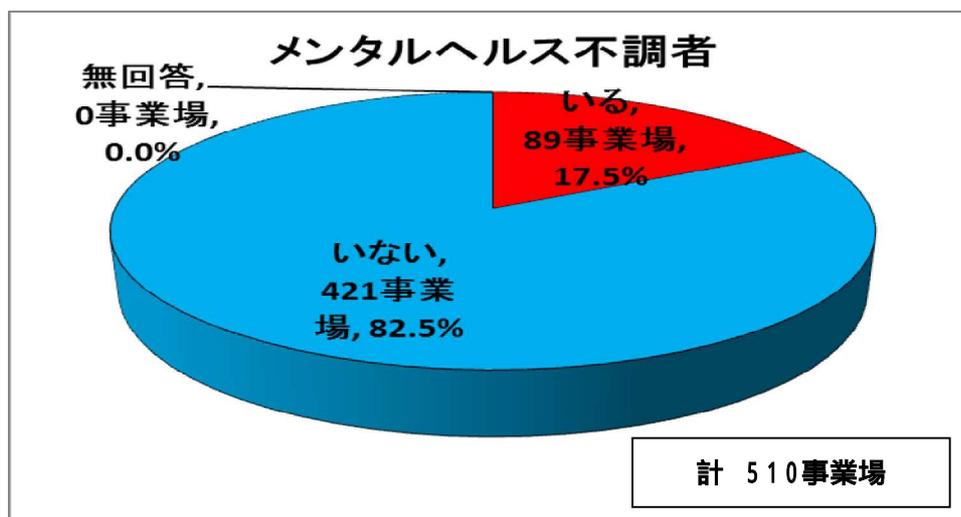
2 自主点検の方法

対象である574事業場に対して別添資料1「ストレスチェック制度に関する自主点検票」を郵送し、514事業場から回答があり、このうち、事業場廃止等を除く有効回答510事業場について分析を行った。

3 回答内容について

(1) メンタルヘルス不調者の有無

89事業場（回答事業場510事業場の17.5%）で、過去1年間（平成27年4月1日～平成28年3月31日）において、メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した又は退職した労働者がいた。

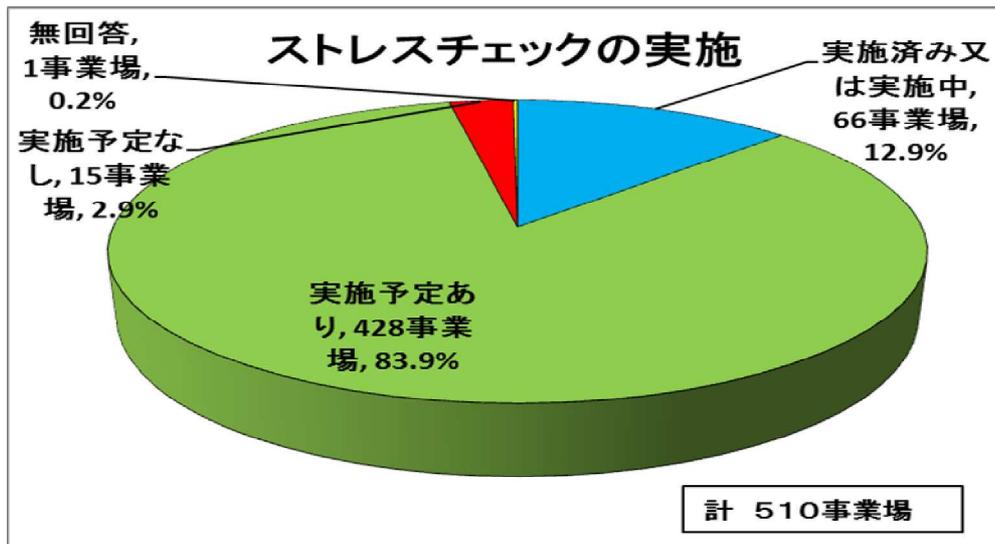


* 「メンタルヘルス不調」：ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含む。

(2) ストレスチェックの実施状況

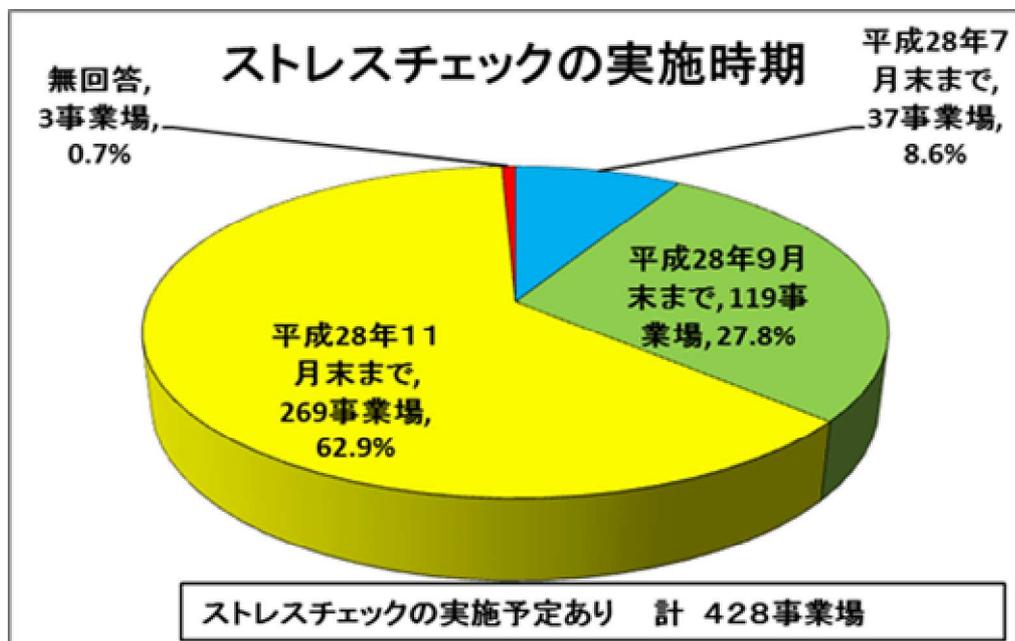
「実施済み又は実施中」と回答した事業場の割合が12.9%、「実施予定あり」と回答した事業場の割合が83.9%で、合計96.8%の事業場がストレスチェックを実施する方向にある。

* 「ストレスチェック」=労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師又は保健師等による検査



(3) ストレスチェックの実施時期

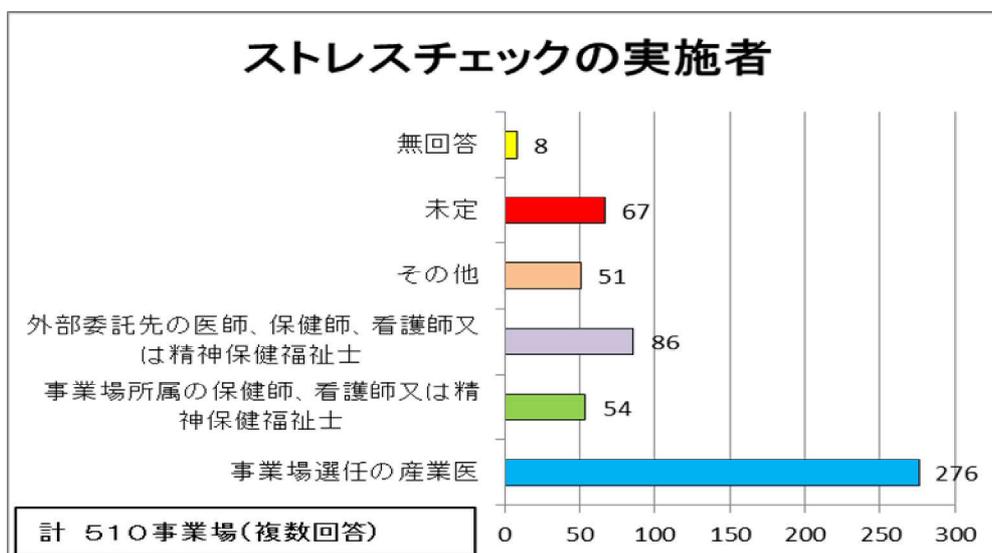
ストレスチェック「実施予定あり」と回答した事業場のストレスチェック実施時期については、「7月末までに実施」が8.6%、「9月末までに実施」が27.8%、「11月末までに実施」が62.9%であった。



(4) ストレスチェックの実施者

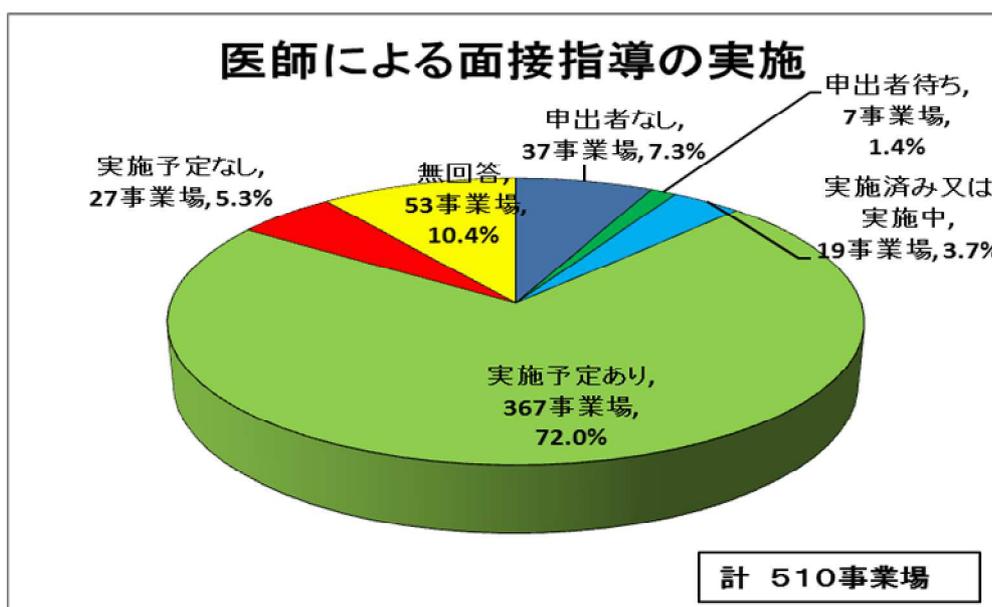
276事業場(54.1%)が「事業場選任の産業医」と回答、54事業場(10.6%)が「事業場所属の保健師、看護師又は精神保健福祉士」と回答、86事業場

(16.7%)が「外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士」と回答、67事業場(13.1%)が「未定」と回答。



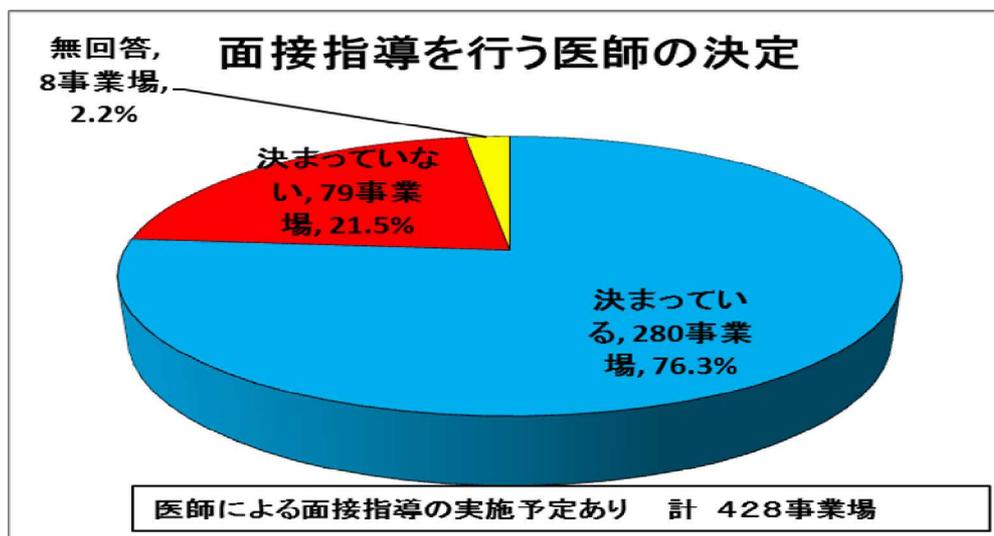
(5) 医師による面接指導実施状況

既にストレスチェックの結果を労働者に通知しており、面接指導の「申出者なし」と回答した事業場が7.3%、「申出者待ち」と回答した事業場が1.4%、面接指導「実施済み又は実施中」と回答した事業場が3.7%、「実施予定あり」と回答した事業場が72.0%であり、合計84.3%の事業場が医師による面接指導を実施する方向にある。



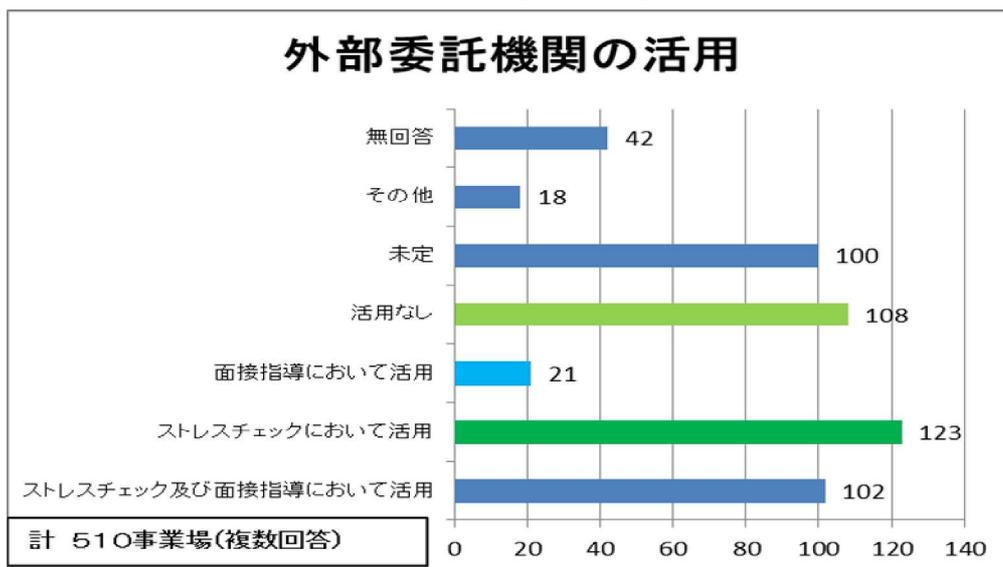
(6) 面接指導を行う医師の決定状況

面接指導「実施予定あり」と回答した事業場においては、面接指導を行う医師が「決まっている」と回答した事業場の割合が76.3%、「決まっていない」と回答した事業場の割合が21.5%であった。



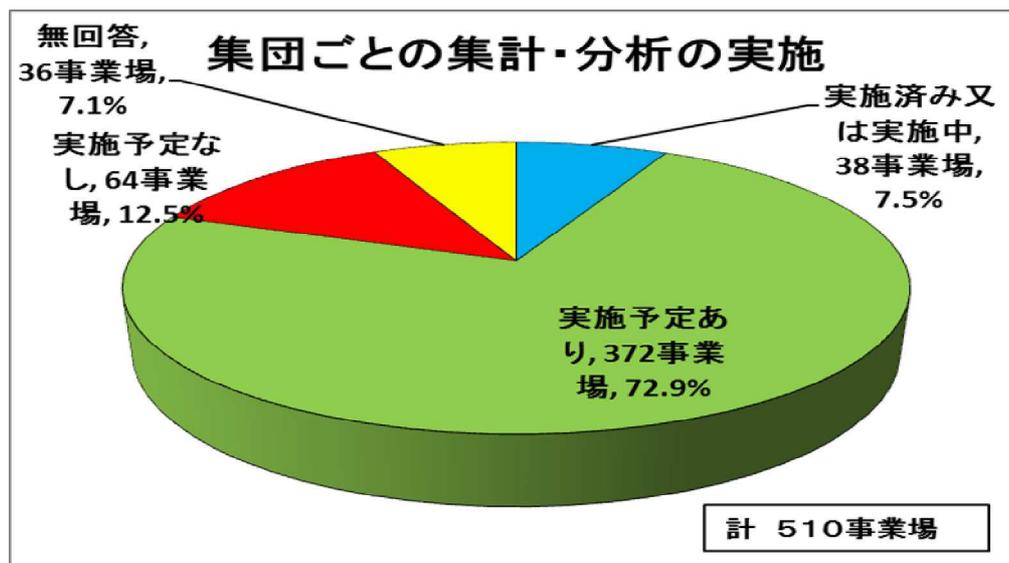
(7) 外部委託機関の活用状況

102事業場(20.0%)が「ストレスチェック及び面接指導において活用」と回答、123事業場(24.1%)が「ストレスチェックにおいて活用」と回答、21事業場(4.1%)が「面接指導において活用」と回答、108事業場(21.2%)が「活用なし」と回答、100事業場(19.6%)が「未定」と回答。



(8) 集団ごとの集計・分析の実施

労働安全衛生法の改正において努力義務とされている、職場環境の改善に繋げるための集団ごとの集計・分析については、「実施済み又は実施中」と回答した事業場の割合が7.5%、「実施予定あり」と回答した事業場の割合が72.9%で、合計80.4%の事業場が集団ごとの集計・分析を実施する方向にある。



4 今後の対応

今回の自主点検において、宮崎県内の事業場では、概ねストレスチェック制度の導入に向けて動いていることが確認されたが、義務化施行の半年経過後における実施率が低調な状況にあること、義務化されたストレスチェック及び面接指導の実施を予定していない事業場が認められたこと、また、実施を予定している事業場において、情報不足等により実施体制等が一部確立しない状況が認められることから、これらの事業場を対象に、県内全て（宮崎、延岡、都城、日南）の労働基準監督署において、宮崎産業保健総合支援センターと連携し、8月下旬以降に研修会及び個別指導等を実施し、事業場におけるストレスチェック及び面接指導の定着を図ることとする。各署における研修会の日程は、以下のとおり。

宮崎労働基準監督署

平成28年8月25日（木） 13：30～15：30

宮崎県医師会館（宮崎市和知川原1丁目1-1）

延岡労働基準監督署

平成28年9月9日(金) 13:30~15:30
延岡市社会教育センター(宮崎県延岡市本小路39-1)

都城労働基準監督署

平成28年9月28日(水) 13:30~15:30
都城合同庁舎2階共用会議室(都城市上町2街区11号)

日南労働基準監督署

平成28年9月14日(水) 13:30~15:30
日南労働基準監督署2階会議室(日南市戸高1丁目3-17)

5 宮崎産業保健総合支援センターの活用について

独立行政法人労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策についての総合支援窓口として、精神科医やカウンセラー等の専門家による相談対応、メンタルヘルス対策に関する情報の提供等を無料で行っています。

また、ストレスチェック制度実施のための研修やストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導についても無料で行っています。

独立行政法人労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター 住所：宮崎市広島1丁目18番7号 大同生命ビル6階 電話：0985-62-2511
--

(添付書類)

資料1 ストレスチェック制度の実施に関する自主点検票

資料2 精神障害の労災認定状況

資料3 全国と宮崎県の自殺者数の推移（平成17年～平成27年）

資料4 ストレスチェック制度等厚労省版リーフレット

資料5 ストレスチェック制度簡単導入マニュアル

資料6 宮崎産業保健総合支援センター事業案内